犬を飼っている皆さん、狂犬病予防注射と畜犬登録をお忘れなく

平成７年度の狂犬病予防注射と畜犬登録についてお知らせします。
飼い犬の登録と、毎年１回狂犬病予防注射を受けさせることは、
どちらも「狂犬病予防法」という法律に決められた飼い主の義務です。
狂犬病は、犬から人間に感染し、命取りにもなる恐ろしい病気です。
ずっと前から飼っている人も、最近飼い始めた人も、
犬を飼っている人は、
日程と会場を確認し、最寄りの会場で
忘れずに、注射と登録を済ませてください。

変わります 犬 の登録制度

毎年１回から
生涯１回へ
平成７年４月１日から

ことしの4月1日から、狂犬病予防法の改正により犬の登録制度が変わります。今までは、どこにどれだけの犬がいるかという状況などを正確に把握するため、毎年１回、必ず登録してもらわなければなりませんでした。

しかし、以前に比べて犬の寿命が延び、同じ犬が長期間飼われるようになったため、毎年登録してもらうことの意味が年々薄れてきました。

このため、登録制度を改正し、その犬の生涯に１度だけ登録をすればよいことになりました。犬の動態を今までどおり正確に把握しながら、飼い主が負担に感じていた登録の手間や経費を少なくすることが、この改正の目的です。

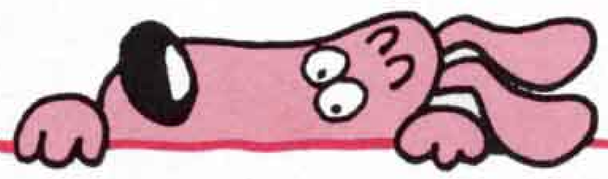

畜犬登録のポイント　こんなことにご注意を

平成７年度の登録は必要です

平成６年度に登録した犬も、新しい制度が始まる平成７年度に必ず１度登録してください。それ以降、同じ犬については登録する必要はありません。

予防注射は毎年受けて

登録は犬の生涯に１回になりますが、狂犬病予防注射は今までと同じように、毎年受けなければなりません。

死亡や住所変更は届け出を

飼っている犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったときや飼い主の住所が変わったときなどは、そのたびに飼い主が市役所環境衛生課へ届け出てください。

鑑札はつけてありますか

狂犬病予防注射済票と、畜犬登録を済ませると発行される犬の鑑札は、両方とも犬の首輪につけておいてください。

平成7年度 狂犬病予防注射・畜犬登録の日程

日	会場	時間
4月5日(水)	吉原公園西側	9:30～15:00
〃 6日(木)	大渕公民館	9:30～15:00
〃 7日(金)	田子浦公民館	9:30～15:00
〃 10日(月)	富士中島公園	9:30～12:00
	市立富士体育館	13:30～15:00
〃 11日(火)	丘公民館	9:30～12:00
	一色公会堂	13:30～15:00
〃 12日(水)	天間公民館	9:30～12:00
	湯沢平2公会堂	13:30～15:00
〃 13日(木)	元吉原公民館	9:30～12:00
	東公民館	13:30～15:00
〃 14日(金)	富士南公民館	9:30～12:00
	前田公会堂	13:30～15:00
〃 17日(月)	吉永北公民館	9:30～12:00
	城山町公会堂	13:30～15:00
〃 18日(火)	富士見台公民館	9:30～15:00

日	会場	時間
4月20日(木)	伝法公民館	9:30～15:00
〃 21日(金)	須津公民館	9:30～15:00
〃 24日(月)	中央図書館（今泉公民館北側）	9:30～12:00
	三ッ倉法蔵寺	13:30～15:00
〃 25日(火)	森島公会堂	9:30～12:00
	富士公民館	13:30～15:00
〃 27日(木)	吉永公民館	9:30～12:00
	静岡県富士総合庁舎	13:30～15:00
〃 28日(金)	鷹岡公民館	9:30～15:00
5月8日(月)	岩松公民館	9:30～15:00
〃 9日(火)	原田公民館	9:30～12:00
	四丁河原下公会堂	13:30～15:00
〃 10日(水)	富士駅南公民館	9:30～12:00
	柏原六王子神社	13:30～15:00
〃 11日(木)	広見公民館	9:30～15:00

○各会場とも、12:00～13:30は受付を休みます
○雨天でも行います
○上記の日程で注射や登録ができない場合は、最寄りの動物病院で受けてください
　なお、その場合は注射料の金額が多少変わります
○犬にフィラリアの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して予防注射を受けてください

持ち物は

愛犬手帳
通知（はがき）
料金　1頭 6,000円（予定）

※登録料 3,000円（予定）、注射料 3,000円

初めて注射と登録をする場合は、愛犬手帳と通知は不要です。直接、お近くの会場へお出かけください。
（愛犬手帳は、登録をすると交付されます）

愛犬家の皆さん、
「鳴き声がうるさい」
「ふんの始末がされていない」
など、犬についての苦情が
市役所へ寄せられます
犬を飼うときのマナー
守っていますか
厳しく、でも愛情をもって
犬をしつけましょう

飼い主の都合で、犬を捨てないで

犬を捨てることは動物虐待の罪に当たり、罰せられます。どうしても飼うことができないときは、保健所の引き取りに出しましょう。引き取りの日程は、広報ふじ20日号の暮らしのたよりでお知らせしています。

また子犬が生まれては困るのなら、獣医師に相談して去勢手術や不妊手術を受けさせるようにしましょう。

放し飼いはとても危険です

犬を飼うときは、必ず丈夫な鎖や綱でつないでください。玄関や門の近くなどにつなぐ場合は、通りかかる人や訪ねてくる人たちに危険がないよう、注意しましょう。放し飼いは市条例で禁止されています。危険なので絶対にやめましょう。

散歩は毎日、忘れずに

犬は運動が好きな動物です。だから散歩に連れていかないと、ストレスがたまり、気が荒くなってむやみにほえたり、かみつこうとしたりします。散歩には毎日連れていきましょう。

また散歩に出かけるときは、ふんの始末のため、ビニール袋とシャベルを持って、ふんは必ず持ち帰りましょう。

死んでしまった犬は第一清掃工場へ

死んでしまった飼い犬は、第一清掃工場で処分します。飼い主が、直接、第一清掃工場へ持ち運んでください。

・手数料　1頭 1,000円
・第一清掃工場　☎35－0081

なお、この場合、収骨はできません。収骨を希望する場合は、民間の動物霊園業者を利用してください。

問い合わせ　市役所環境衛生課　☎51－0123　内線2052・富士保健所食品衛生課　☎65－2154